

平成27年度 第2回 大山崎町総合教育会議次第

日時 平成 27 年 11 月 30 日(月)

午後 1 時 30 分から

場所 大山崎町中央公民館別館

3 階 大研修室

1 開会

2 山本町長挨拶

3 議題

大山崎町教育振興基本計画(教育大綱)の基本理念等について
教育に関する重要施策の方向性の検討について

4 その他

5 閉会

〈第2回〉

大山崎町総合教育会議資料

平成27年11月

大山崎町総合教育会議構成員名簿

職 名	氏 名
町 長	山本 圭一
教育長	清水 清
教育委員 (教育長職務代理者)	南 顕融
教育委員	並川 康子
教育委員	藤井 恵美子
教育委員	榎本 和彦

構成員以外の会議出席者(職員)

(職 名)	(氏 名)
総務部長	堀井 正光
教育次長兼学校教育課長	山本 美由紀
政策総務課長	蛸原 淳
生涯学習課長	山岡 剛
政策総務課参事	齊藤 秀孝
学校教育課参事	矢野 雅之

資料目次

- 1 大山崎町教育振興基本計画【教育大綱】について …… P1
- 2 大山崎町教育振興基本計画(案)の構成イメージ …… P4
- 4 文部科学省【第2期の教育振興基本計画】 …… P5
- 5 京都府教育振興プラン ～つながり、創る、京の知恵～ …… P7

大山崎町教育振興基本計画【教育大綱】について

1 計画の位置付け

「大山崎町教育大綱」は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、基本理念及び基本目標を定め、その実現に向けた本町の教育の指針であり、大山崎町の最上位計画である「大山崎町総合計画(現在策定中)」との整合性を図りながら、同じく平成28年度を始期として現在策定中の「大山崎町教育振興基本計画」に代えるものとする。(平成27年8月20日開催の「大山崎町総合教育会議」において、大山崎町教育振興基本計画を、地方教育行政の組織運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく大綱として位置づけることと協議されました。)

※案 「大山崎町教育振興基本計画(大山崎町教育大綱)」

2 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

3 基本理念(教育理念)

「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち、大山崎」

～ 学び、自立、つながりの確立を目指して ～

4 基本目標

- ① 生きる力の育成と学校の教育力の向上
- ② 学び合い、つながりのある地域社会を目指す生涯学習の推進
- ③ 豊かな自然、貴重な伝統や文化を活かしたまちづくり

[参考] 国・府・町における教育振興基本計画等について

平成 18 年 12 月改正の教育基本法において、教育基本法の理念等を実現していくため、同法 17 条に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと。②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととしています。

この規定に基づき、国は、平成 20 年 7 月 1 日に、教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、今後 5 年間を通じて目指すべき施策などについて示しました。

京都府教育委員会においては、平成 13 年に『「京の子供、夢・未来」プラン 21』を策定し、教育改革に取り組んでいます。そして、先の国の動きに呼応し、これからの新しい京都づくりの羅針盤(府政運営の基本として平成 22 年 12 月に「明日の京都」を策定し、その分野別計画として「京都府教育振興プラン」(計画期間平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間)を策定しました。

この計画は、京都府の教育の振興のための施策に関する基本的で体系だった指針であり、10 の重点目標と 38 の主要な施策の方向性を示しており、これらについては、概ね 5 年間で取り組む事項とされ、施策の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、5 年程度で計画の中間見直しを行うものとしており、平成 27 年 4 月から中間見直しにむけて検討を進めています。

大山崎町教育委員会においては、先の教育基本法第 17 条に基づき、平成 23 年 12 月に平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とした大山崎町「教育振興基本計画」を策定しました。この計画においては、策定時の大山崎町の教育をめぐる現状を踏まえて、「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち・おおやまざき」を基本理念として標榜し、その基本理念に基づき、7つの基本的方向とそれらを推進していくための各取組みを定めています。

そして、町教育委員会では、先の本町教育振興基本計画の内容を反映させ、本町の教育全体を見渡せるものとして毎年度「指導の重点」を作成しています。合わせて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条の規定に基づき、事務事業の点検及び評価を行い、その結果に関する「報告書」を作成しています。この点検・評価を踏まえ、今日的な教育課題や要請に対応した町教育行政の推進に努めています。

今般、現行の大山崎町「教育振興基本計画」が本年度で計画期間の終期を迎えることから、現在、平成28年度から平成32年度までを計画期間とした「教育振興計画」の策定作業を進めています。

そして、新たな「教育振興基本計画」は、大山崎町の「教育大綱」と位置付けます。

※報告書:毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の教育に関し学識経験者による点検・評価を行い「大山崎町教育委員会事業報告」を作成して議会に提出しています。

※教育大綱:「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」であり、町長が策定するもの。

大山崎町教育振興基本計画(案)の構成イメージ

平成 27 年 11 月作成

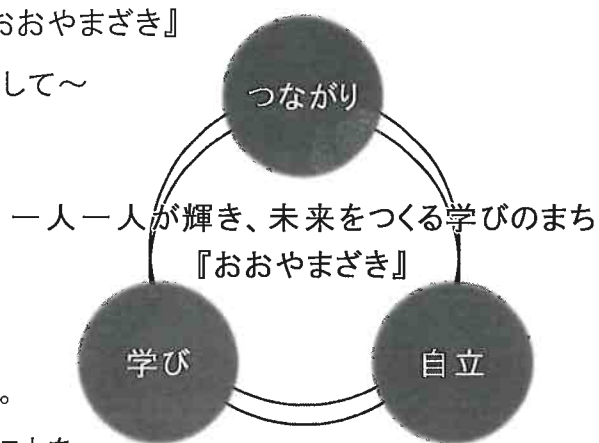
I 基本理念

一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまざき』

～学び、自立、つながりの確立を目指して～

(基本理念の設定理由)

- ・だれもが生涯にわたって学び続けることで輝き、自立することと人とのつながりを大切に保つことで「住みよい 笑顔のまち」となる。
- ・大山崎町の自然や歴史を大切に守り学ぶことを通して、「ええとこ おおやまざき」をつくることができる。



【基本理念構想図】

学 び : 自己の個性や能力を伸ばすこと

自 立 : 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし充実した人生を主体的に切り拓いていること

つながり : 協働を通してともに支え合い高め合う社会

II 施策の基本的方向とその具体的施策

① 生きる力の育成と学校の教育力の向上

- ・生きる力の基礎となる「自ら学び、考え、行動する」力を確実にほぐくませる。
- ・効率ある指導が展開されるように、学校の指導力の向上と教育環境を整備する。

② 学び合い、つながりのある地域社会を目指す生涯学習の推進

- ・生涯に渡り、主体的な学びを通して人とのつながりを深める。
- ・地域総がかりで子どものはぐくみを推進する。

③ 豊かな自然、貴重な伝統や文化を活かしたまちづくり

- ・町の自然や歴史・文化を学ぶとともに教材に活かす。
- ・文化財についての「調査・保護・活用」を推進する。

第2期教育振興基本計画のポイント

4つの基本的方向性

第1期計画が学校段階等の縦割りで整理していたのに対して、第2期計画では、各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く4つの教育の方向性を設定。

創造

8つの成果目標

検証改善サイクルの実現に向けて、第1期計画では必ずしも十分でなかった成果目標と、その達成度を客観的に計測するための指標を設定(中面参照)。

自立 協働

3つの理念

30の基本施策

少子化・高齢化、グローバル化など、我が国が直面する危機的な状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿を描きつつ、その実現に必要な30の基本施策を体系的に整理。

【策定までの経緯】

平成18年12月 改正教育基本法 公布・施行
平成23年 6月 文部科学大臣から中央教育審議会に対して第2期の教育振興基本計画の策定について諮問
平成25年 4月 「第2期教育振興基本計画について(答申)」(中央教育審議会)
平成25年 6月 第2期「教育振興基本計画」閣議決定

◆教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2期

教育振興 基本計画

平成25年
6月14日
閣議決定

今正に我が国に求められているもの、それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」である。([前文]より)

第2期の「教育振興基本計画」(計画期間:平成25年度~29年度)が策定されました。
「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき政府が策定する教育に関する総合計画です。



文部科学省

担当: 生涯学習政策局政策課教育改善推進室
住所: 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省ホームページに、教育振興基本計画に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm



文部科学省

教育行政の4つの基本的方向性

改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理。

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人^のの自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野^にを牽引していく人材～
創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ^を、日本人としてのアイデンティティ、語学力、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

我が国を取り巻く危機的状况

相互に連鎖

少子化・高齢化の進展

・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大

→ 社会全体の活力低下

グローバル化の進展

・人・モノ・金・情報等の流動化
・「知識基盤社会」の本格的到来
・新興国の台頭等による国際競争の激化
・生産拠点の海外移転による産業空洞化

→ 我が国の国際的な存在感の低下

雇用環境の変容

・終身雇用・年功序列等の変容
・企業内教育による人材育成機能の低下

→ 失業率、非正規雇用の増加

一方で...

●多様な文化・芸術や優れた感性 ●科学技術、「ものづくり」の基盤技術
●勤勉性・協調性、思いやりの心 ●基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
【我が国の様々な強み】 ●人の絆

地域社会、家族の変容

・地域社会等をつなぐつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下

・価値観・ライフスタイルの多様化

→ 個々人の孤立化、規範意識の低下

格差の再生産・固定化

・経済格差の再生産→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)

→ 一人一人の意欲減退、社会的不安定化

地球規模の課題への対応

・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのよほどの物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・家計における教育費負担の軽減
 - ・安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
- 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
- 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)

→ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

【震災の教訓】

(危機打開に向けた手掛かり)

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各機関に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成は、いまだ途上。

- ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内志向志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
- ・一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。

→ 背景には、

「個々人の多様な強みを引き出すという視点」
「学校段階間や学校・社会生活間の接続」
「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

創造

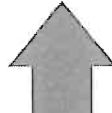
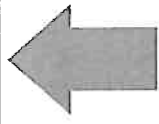
自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会



京都府教育振興プラン

— つながり、創る、京の知恵 —



京都府教育委員会

京都府の教育の基本理念

目指す人間像

◆ 歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、 自然、人、社会とつながる人

礼儀と規律を重んじ、人を思いやり共に助け合い、積極的に社会と関わりながら、地域ではぐくまれた文化を愛し育て、次代の京都を支える人間

◆ 積み重ねられた知恵を活用し、 新しい価値を創り出して世界に発信する人

高い志とグローバルな視野を持って、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、創造力豊かにこれからの社会づくりに貢献できる人間

山城地域から丹後地域まで、京都府内の各地域において先人が積み重ねてきた伝統・文化、知識や技術などは、人々の営みの中から生み出された、生きていくための「力」であり、ふるさと京都が誇る「知恵」であると言えます。

【つなげる】

それぞれのふるさとに息づく様々な「知恵」を理解し、大切にすることで、その「知恵」を過去から現在、そして未来へとしっかり受け継いでいく。

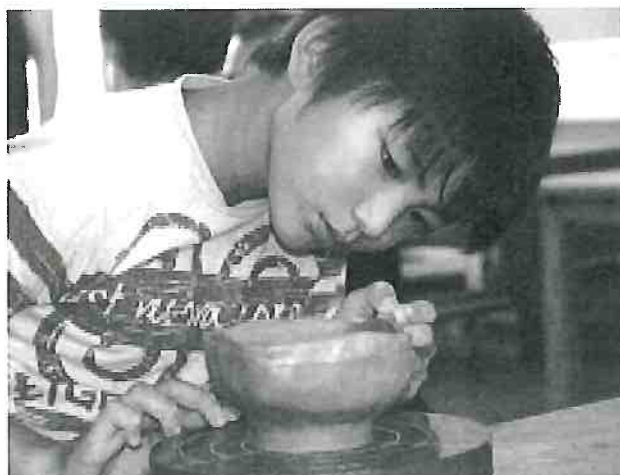
【創る】

受け継いだ「知恵」を自らのものとし、自らの成長とともに新たな視点を取り入れて、さらに豊かなものにしていく。

これらに楽しさや喜びを感じられることが、一人一人が京都の未来を創造していく力になります。

また、これからの時代の地域を支えるのはそこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」です。人づくり、すなわち教育こそが、京都の明日を切り拓く原動力となるのです。

京都府教育委員会では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、今後目指す人間像を上のように考え、京都府ならではの教育を通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続けることができる人づくりを進めていきます。



～つながり、創る、京の知恵～

展望する力

夢と希望を持ち、
生涯にわたって
自ら学び自らを高め、
未来を見通し切り拓く力

はぐくみたい力

「目指す人間像」に向けた人づくりのため、
これまで「生きる力」「知・徳・体」として
表現されていた概念を、
3つの「はぐくみたい力」として
より具体的にあらわし、
これら3つの力の調和を
大切にしたい教育を進めます。

つながる力

豊かな感性と情緒、
人権意識、道徳心を身に付け、
社会を担う責任を自覚し、
自然、人、社会とつながり
共生できる力

挑戦する力

自らの目標を実現するため、
失敗を恐れず挑戦し続ける、
強しなやかな意志と、
健康でたくましく生きる力

「私は、かけがえのない存在として、愛され、見守られている」
「私は、共に支え合い助け合う仲間として、信頼されている」
「私は、この社会の一員として、責任ある行動を期待されている」

誰もが、かけがえのない一人の人間として、周囲の人々に支えられ、生かされています。
しかし、それを感じることができなければ、
その想いに応えて「がんばろう」という気持ちは生まれません。

温かくて厳しい、こうした周囲からの愛情や信頼、期待などに
【包み込まれているという感覚】こそが、
安心や自信、誇りや責任感をもたらし、
自ら、「未来を展望し」「自然、人、社会とつながり」
「挑戦し続けて」いこうという意欲を引き出し高めるものと考えます。

すべての子どもを愛情と信頼と期待とで包み込んでいくこと、
すべての子どもが「包み込まれているという感覚」を実感できるようにしていくことが、
教育にかかわる者の責務のひとつであると考えます。

京都府教育振興プラン（中間年改定版）

中間案の概要

I 見直しの視点

1 プラン策定後の社会情勢の変化

策定後に大きな社会問題として取り上げられた以下の点について検討

- (1) 子どもの安心・安全
 - ・自然災害
 - ・通学途中の交通事故
 - ・他府県におけるいじめ、体罰による子どもの自殺
- (2) 子どもの貧困問題
- (3) 少子化、人口減少問題 等

2 プラン策定後の国の教育改革（予定含む）

平成25年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画に基づき、国において矢継ぎ早に実施されている教育改革について、今後の予定も踏まえ、どのような取組が必要か検討

- (1) 道徳の教科化
- (2) グローバル人材の育成
- (3) 大学入試制度改革
- (4) ICT等を活用した新たな学習方法 等

II 見直しのポイント

1. 社会の変化に対応できる力を身に付けるための教育を推進

- 選挙権年齢の引き下げに伴い、よりよい社会の構築に向けてその一員としての責任と自覚を持ち主体的に参画する意識をはぐくむ教育を推進
- アクティブ・ラーニングといった新たな学習方法を通して質の高い学力をはぐくむとともに、環境教育、情報教育、消費者教育など現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育を推進
- コミュニケーション能力やチャレンジ精神、異文化理解などの素養を備えたグローバル化に対応できる人材の育成を目指すため、主要な施策の方向性に位置付けた上で取組を推進

2. すべての子どもが安心して学校に通うことができる環境づくり

- 現行の重点目標7「安心・安全で充実した教育の環境を整備する」を重点目標6へ移動
- 主要な施策の方向性に①いじめ、暴力行為対策の充実、②不登校の子どもへのきめ細かな指導の充実、③経済的に困難な環境にある子どもへの支援を新たに位置付け

3. その他、今後5年間で実施すべき施策の方向性

- 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、活躍が期待されるジュニアアスリートの育成など、**スポーツを推進**
- 子どもが自身の将来の**ライフデザインを描ける力などを育成する教育**の推進

Ⅲ

中間案の構成

- 10の重点目標と40の主要な施策の方向性
(現行：10の重点目標と38の主要な施策の方向性)

Ⅳ

見直しのキーワード

中間見直しで新たに検討した項目は下記のとおり

地方創生	重点目標7(26)及び(31)の主な取組で記載
少子化	重点目標5(19)及び重点目標8(32)の主な取組で記載
グローバル化(英語教育)	重点目標5(20)に位置付け
子どもの貧困	重点目標6(24)に位置付け
道徳教育	重点目標5(17)の主な取組で記載
主権者教育	重点目標5(18)の主な取組で記載
アクティブ・ラーニング	重点目標1(2)(3)で記載
オリンピック・パラリンピック	重点目標4(16)に位置付け、重点目標2(7)の主な取組で記載
和食、京料理、京野菜	重点目標3(10)の主な取組で記載

Ⅴ

検討会議の設置

「京都府教育振興プラン」の中間見直しに向けて、有識者による「京都府教育振興プラン中間見直しに係る検討会議」を設置し、これまでの施策の成果及び課題、中間見直し案等について意見聴取

- 第1回(平成27年4月3日) ・京都府教育振興プランに基づく取組について 等
- 第2回(平成27年5月27日) ・中間見直しの方向性等について
- 第3回(平成27年7月15日) ・中間年改定版の骨子(案)について
- 第4回(平成27年8月27日) ・中間年改定版の中間案(案)について